

<p>タイトル</p>	<p>和光市内で発生した濁り水の詳細及び濁り水に係る水道料金等の軽減について</p>
<p>いつ 実施日時・工期</p>	<p>令和5年11月11日（土）13時頃に市内広域で濁り水が発生しました。調査の結果、原因は、11月11日（土）10時～16時の時間帯において、埼玉県が運営する大久保浄水場の定期点検のため、県水受水停止作業を実施しており、本作業に併せて、例年実施している和光市酒井浄水場内県水バイパス配管内の洗浄作業を行った際に操作した各仕切弁の確認不足および弁本体の動作不良により、県水バイパス配管を経由して配水池にさびの成分が流入したことによるものであることが分かった。</p> <p>濁り水の解消のために吐水した分の水道料金・下水道使用料について、和光市給水区域全域を対象に、令和6年2月請求分及び令和6年3月請求分からそれぞれ2m³相当分を軽減する。</p>
<p>どこで 会場・開催地等</p>	<p>和光市給水区域全域</p>
<p>だれが 主催者・関係者</p>	<p>和光市水道事業・和光市下水道事業</p>
<p>なにを 事業内容など</p>	<p>水道料金及び下水道使用料の軽減</p>

<p>な ぜ 目的・理由</p>	<p>令和5年11月11日から発生していた濁り水の解消のために吐水した分の水道料金及び下水道使用料の負担を軽減するため。</p>
<p>ど う し た 経緯・経過</p>	<p>令和6年2月請求分及び令和6年3月請求分の水道料金及び下水道使用料について、それぞれ2 m³相当分を軽減する。</p>
<p>金 額</p>	<p>和光市の水道料金及び下水道使用料は従量料金制のため、使用水量によって軽減額は異なる。また、使用水量が20 m³以下の場合、基本料金内のため料金等の軽減にはならない。</p>
<p>そ の 他</p>	
<p>問い合わせ先 担 当 課</p>	<p>課 名 上下水道部企業経営課・水道施設課 氏 名 前島祐三・本橋勝己 電 話 048-464-1111（内601・602）</p>